

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画書」

社会福祉法人 阪神共同福社会 行動計画

男女ともに長く勤められる職場環境を整備するため、次の行動計画を策定する。

○計画期間 令和6年11月16日～ 令和11年11月15日までの 5年間

○目標

目標：男女の勤続年数の差を1年以下とする。

○取組内容・実施時期

取組内容：女性が長く勤めることができる環境整備を行う

令和6年11月～ 全職員への育児休業および介護休業制度に関する周知の実施

令和7年1月～ 育児休業からの復職者を部下に持つ管理者に対し、マネジメント・育成等に関する研修の実施

令和7年7月～ 育児休業および介護休業からの復職者に対し、上司等による面談の実施